

令和2年11月宮崎県定例県議会  
商工建設常任委員会会議録  
令和2年12月3日～4日

場 所 第5委員会室

令和2年12月3日(木曜日)

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正  
予算(第10号)

○議案第2号 令和2年度宮崎県港湾整備事業  
特別会計補正予算(第1号)

○議案第8号 工事請負契約の変更について

○議案第9号 工事請負契約の変更について

○議案第23号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第24号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第26号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第27号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第28号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す  
る調査

○請願

・請願第3号 「労働者に対する支援の抜本的  
拡充を求める意見書」の採択を  
求める請願

○その他報告事項

・宮崎カーフェリー株式会社の新船建造につい  
て

・宮崎県耐震改修促進計画の一部改定について

出席委員(8人)

委員 長 武田浩一

副 委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長

商工観光労働部次長

企業立地推進局長

観光経済交流局長

商工政策課長

経営金融支援室長

企業振興課長

食品・メディカル

産業推進室長

雇用労働政策課長

企業立地課長

観光推進課長

スポーツランド  
推進室長

オールみやざき営業課長

工業技術センター所長

食品開発センター所長

県立産業技術専門校長

県土整備部

県土整備部長

県土整備部次長

(総括)

坂本康郎

外山衛

山下博三

西村賢

日高利夫

田口雄二

前屋敷恵美

松浦直康

岩本真一

中嶋亮

丸山裕太郎

山下弘

長倉佐知子

串間俊也

日高一興

兒玉洋一

大衛正直

高橋智彦

飯塚実

平山文春

藤山雅彦

山田和史

矢野雅博

明利浩久

吉村達也

県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	西田 員 敏
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	石井 剛
高速道対策局長	廣松 新
部 参 事 兼 管 理 課 長	斎藤 孝 二
用地対策課長	伊豆 雅 広
技術企画課長	境 光 郎
工事検査課長	杉本 一 隆
道路建設課長	国府 紀 夫
道路保全課長	有馬 誠
河川課長	小倉 弘 康
ダム対策監	平島 充 治
砂防課長	小牧 利 一
港湾課長	平部 隆 典
空港・ポート セールス対策監	大浦 浩一郎
都市計画課長	横山 義 仁
美しい宮崎づくり 推進室長	梅下 利 幸
建築住宅課長	金子 倫 和
営繕課長	巢山 昌 博
整備室長	日高 誠
高速道対策局次長	多田 昌 志

事務局職員出席者

議事課長補佐	鬼川 真 治
議事課主査	井尻 隆 太
議事課主査	増本 雄 一

○武田委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○松浦商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の常任委員会資料の表紙にある目次を御覧ください。

本日の議案といたしまして、令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第10号）、それから、国民宿舎の関連でありますけれども、公の施設の指定管理の指定に関する議案の2件、それから、その他報告事項として、宮崎カーフェリー株式会社の新船建造について御報告させていただきます。

資料の1ページをお開きください。

議案の2件の1つ目でございます。議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第10号）」につきまして、商工観光労働部の一般会計歳出は、表にありますとおり、補正前の額が608億7,540万4,000円、補正の額が9,091万9,000円の増額であり、補正後の額は609億6,632万3,000円となります。

2ページには、各課ごとの予算の状況を記載をしております。

今回補正をお願いしております2つの事業に

つきましては、それぞれ担当課長から御説明させていただきます。

資料の5ページをお開きください。

5ページから10ページにかけまして、特別議案でございますけれども、えびのと高千穂の国民宿舎等の指定管理者の指定について、それぞれ担当課長から御説明いたします。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○高橋観光推進課長** 観光推進課でございます。

まず、観光推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元でございます、令和2年度11月補正歳出予算説明資料の33ページをお開きください。

今回、一般会計で7,413万6,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の一般会計予算額につきましては、右から3列目の欄でございますけれども、31億9,442万7,000円となります。

それでは、主な事業について御説明いたします。

35ページをお開きください。

補正の内容でございますけれども、(事項)国内観光宣伝事業費の説明欄、1、「みやざき学び旅」促進事業7,413万6,000円につきまして、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要の回復につなげるため、県内で教育旅行を実施する際の貸切りバス借上料や、旅行会社の商品企画開発費を助成するものでございます。

2の事業の概要の(1)補正額ですが、7,413万6,000円の増額をお願いしてございまして、補正後の額は、括弧の中でございますけれども、

1億4,913万6,000円でございます。

こちらの資料の一番下の参考、現状の申請状況について御説明いたします。

この事業は、7月臨時議会におきまして、7,500万円の予算をお願いして事業を開始いたしましたが、県教育委員会や県内観光事業者などと連携した取組によりまして、11月20日時点での申請状況は、県内の小学校を中心に207校、申請額の合計は、表の一番右下でございますけれども、5,484万8,000円となっております。

下の米印のところですがけれども、県教育委員会の調べによりますと、修学旅行を既に実施した学校も含めまして、小学校では214校、中学校では102校が今年度の実施を予定している状況でございます。特に県内で修学旅行の実施を決定してございますのは、小学校では205校、中学校では32校となっております。これ以外にも、現在、行き先を検討中の学校が非常に多い状況でございます。

このため、申請校数の増加に伴い、今後、予算を上回る見込みであることから、今回、増額の補正をお願いするものでございます。

本事業につきましては、学校関係者だけではなく、宿泊業、旅行者など、観光関連事業者からも大変好評をいただいている状況でございますので、小・中学校のこうした動きをより一層後押ししてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○平山オールみやざき営業課長** オールみやざき営業課の11月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の令和2年度11月補正歳出予算説明資料、オールみやざき営業課のインデックスのところ、37ページをお開きください。

オールみやざき営業課は、今回の11月補正額

としまして、1,678万3,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、右側から3番目の欄になりますが、10億736万8,000円となります。

39ページをお開きください。

(事項) 県産品販路拡大推進事業費の説明欄1のところ、ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業1,678万3,000円ではありますが、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

1の事業の目的・背景であります。本県への寄附額のさらなる増加を図るとともに、返礼品を通じた県産品の需要拡大につなげるため、本県の魅力アピールや寄附に係る利便性の向上、返礼品の充実等に取り組んでおります。

今年度は、巣籠もり需要の影響もありまして、昨年度より早いペースで寄附が寄せられており、返礼品に係る経費などが枯渇する見込みであることから、今後も寄附を募るため、予算の増額が必要な状況となっております。

2の事業の概要であります。補正額が1,678万3,000円で、事業内容は、ふるさと納税ポータルサイトを通じた県産品の紹介や、寄附者への返礼品の送付となっております。

3の事業の効果であります。本県の認知度向上や財源確保が図られ、返礼品を通じた地場産業の振興や域内経済の循環などに寄与するものであります。

参考としまして、下のほうに、4月から10月までの寄附金の受入れ実績を表に掲げておりますが、10月までの累計で、今年度は昨年度と比較しまして149.4%となっております。

オールみやざき営業課からの説明は以上であります。

○高橋観光推進課長 続きます。議案第23号

及び第24号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の5ページでございます。

説明に入る前に、1点御報告がございます。

県営えびの高原スポーツレクリエーション施設のアイススケート場でございますが、指定管理者と協議を重ねてまいりましたところ、冬の観光の目玉でございます。えびの高原アイススケート場につきましては、このたび今年10日から来年2月23日までオープンする運びとなりました。

今年度は、スケートリンク内の入場を450名まで制限するほか、場内の食堂の座席の間隔を空け、消毒や換気を徹底する。また、利用者の方には健康状態などを申告いただくなど、コロナウイルス対策を徹底しながら営業することにしております。県といたしましても、県の広報媒体を使ってしっかりとPR等を行うことで、利用の促進を呼びかけてまいりたいと考えています。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

議案第23号、県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の指定管理者の指定についてでございます。

施設の概要につきましては、1に記載のとおりでございます。

2の次期指定管理候補者につきましては、株式会社レジャークリエイティブホールディングスとなりました。

3の指定期間につきましては、6月の常任委員会でも御説明しておりますとおり、来年4月1日から令和6年3月末までの3年間でございます。

4の選定の概要でございますけれども、(1)

公募状況にございますとおり、7月から2か月間公募を行いまして、応募してこられた団体は、先ほど御説明いたしました、株式会社レジヤークリエイトホールディングスの1団体でございました。

(2)の候補者の審査方法についてでございます。

①の審査の流れでございますが、まず、観光推進課におきまして、申請書類に基づく資格審査を実施いたしました。次に、指定管理候補者選定委員会により、申請者のプレゼンテーションとヒアリングによる審査を行いました。その後、指定管理候補者選定会議におきまして、選定委員会と観光推進課による評価結果を照らし合わせまして、候補者案に相違がないか確認したところでございます。

次に6ページでございます。

今、御説明いたしました選定委員会の委員と選定会議委員の構成につきましては、②、③のとおりでございます。④の選定基準・審査項目・配点につきましては、施設の特性も考慮しながら設定させていただいています。

7ページをお開きください。

審査の結果及び選定理由についてでございます。

まず、①指定管理候補者選定委員会における審査結果につきましては、500点満点中344点、また、②指定管理候補者選定会議における審査結果は、100点満点中71点でございます。それぞれ最低基準点を満たしている状況でございます。

この結果、③の選定理由でございますけれども、選定委員会の審査におきまして、採点結果が最低基準点を満たしていること、また、選定会議で審査結果は適当と確認していること、施

設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、施設の効用を発揮するための事業計画が具体的であり、収支計画につきましても、コロナウイルスの影響を踏まえ、初年度は赤字となっているんですけれども、積極的なPR等によりまして、3年間のトータルは黒字となっております。また、利用者の平等な利用など公の施設としての基本認識を有しており、適切な利用者サービスの提供が期待できることに加えまして、5のところに、指定管理候補者からの主な提案内容についてまとめさせていただいておりますけれども、同社は、そもそも日南市でグランピング事業を展開しておりますが、そういったノウハウを活用して、グランピング事業をえびの高原へ新しく展開したり、また、トゥクトゥクをえびの高原で走らせるといった新サービスの提供や、周辺施設、地域との連携による、えびの高原の新たな魅力の創出に加えまして、キャンプ場との連携による屋外での食事提供のセットプラン、また、トゥクトゥクのセットプランといった魅力的な宿泊プランの造成等の提案が高く評価されまして、今回、候補者として選定させていただきました。

6の納付金等につきましては、6月の常任委員会でも御説明しましたが、納付金の年額はゼロとしてございます。これは、黒字となった場合に、その半額を納めていただくこととしてございます。

次に、議案第24号、県営国民宿舎高千穂荘の指定管理者の指定についてでございます。

委員会資料の8ページをお開きください。

施設の概要につきましては、1に記載のとおりでございます。

2の指定管理候補者につきましては、株式会社ケイメイでございます。

3の指定期間は、先ほどと同様に、来年4月1日から令和6年3月末までの3年間でございます。

選定概要につきましては、(1)のとおり、2か月間の公募を行い、応募は株式会社ケイメイの1団体でございました。

選定につきましては、えびの高原荘と同様の方法で、審査、採点を行っております。

審査結果につきましては、10ページの(3)の①及び②でございますとおり、選定委員会における審査結果は429点、選定会議における審査結果は87点でございました。

選定理由につきましては、③のとおり、選定委員会の審査において、採点基準点を満たしていること、選定会議でも、審査結果は適当と確認したこと、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、施設の効用を発揮するための事業計画が具体的であり、収支計画につきましても、しっかりとコロナを踏まえながら、3年間のトータルでは黒字となっていること、利用者の平等な利用など、公の施設としての基本認識を有しており、適切な利用サービスの提供が期待できること。また、5の指定管理候補者から主な提案内容についてですが、例えば、大浴場への人工温泉の導入や、夜間に施設内でイベントを開催することによりまして、施設の魅力を新しく創出するほか、インターネット予約率につきましては、現状4割でございますが、それを6割に上げるなど、集客対策についてしっかり強化していくための提案があったことに加えまして、高千穂周辺の観光資源や地場産品等を使いながら、魅力的な宿泊プランをしっかりと造成していくことなどが高く評価されたことを踏まえまして、今回、候補者として選定しております。

6の納付金等につきましては、先ほどと同様でございます。

説明は以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○西村委員 「みやざき学び旅」促進事業について、これは当初予算から倍額になりますけれども、どのような見込みで計算されているのですか。倍額したのは、もともとの予算があまりにも少なかったのか。この根拠をもう一度お願いします。

○高橋観光推進課長 こちらの事業は、7月臨時議会で承認を受けておりますが、その後、全国的にも新型コロナウイルス感染症の第2波、そして今まさに第3波という状況の中で、当初県外への修学旅行を希望された学校が、より県内のほうに集まってきたことが一番大きいと考えてございます。

今回、当初の予算額のおよそ2倍の要求額ですけれども、先ほど申しましたとおり、県内の学校でも、およそ70校がまだ行き先を検討中の状況であります。

また、一部の宿泊事業者にヒアリングをいたしましたところ、県外の学校より数千人泊規模の予約が既に入っているとのこと。そのような状況を総合的に勘案いたしまして、およそ300から350ぐらいの学校が、県内の修学旅行を恐らく選定されるだろうという見込みから、今回、増額の補正を要求しております。

○西村委員 今後数か月の間に、そんな大勢で来るということですよ。

○高橋観光推進課長 おっしゃるとおりでございます。例えば、宮崎での冬の観光ですと、まず、スキーの予約が非常に多く、県外の学校を受け入れた例もございます。これから1月、

2月にかけて修学旅行を実施する学校も多くございますので、そういったことを見込んで、今回要求させていただいております。

○西村委員 分かりました。この第3波も心配なところで、学校によっては中止せざるを得ない可能性もあると思うんです。それだけ予約が入っているということは、観光業界の方々にとっても非常に希望を持てることでもありますし、実際その学校は、もっと予算をかけて来てくれるということでしょうから、そういう意味ではありがたいんですけど、この予算がしっかりと執行されるようにお願いしたいと思います。

○高橋観光推進課長 県教育委員会や観光関連事業者等と連携しながら、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

○田口委員 事業内容の貸切りバス借上げ費用の助成で、「県内外の小・中学校等が本県で教育旅行を実施する際」ということですが、県外から来るのも認めるということですね。県外からの申請はあるんですか。

○高橋観光推進課長 基本的に、まずは県内の小・中学校に使っていただくということを主眼にしながら進めてまいりました。

一方で、先ほど申しましたとおり、県外の学校も含めて、今、問合せ、また、予約が入ってきている状況でございますので、そういった需要も見込みながら取り組んでいきたいと考えております。

○田口委員 もう一点確認ですが、1台当たり5万円の補助とは1日当たりという意味なのか。これは1泊2日だったら、10万円になるのか。

○高橋観光推進課長 おっしゃるとおり、1台1日当たり5万円を補助するものでございます。

バスを借り上げる際に、学校によっては、例えばソーシャルディスタンスを確保するため、

席を空けて座らないといけない場合、この補助金によって支援することで、ソーシャルディスタンスを確保しながら修学旅行をしていただくというようなところを主眼としてございます。

○外山委員 関連ですけど、②の教育旅行商品企画開発費の助成について、旅行会社が修学旅行を受注して代金を頂くわけけれども、それとは別に1人当たり2,000円を旅行会社へ助成するわけですか。

○高橋観光推進課長 県内の旅行会社につきましては、県内の学校が県外への修学旅行に行く商品を開発するノウハウはある一方で、県内への修学旅行のノウハウはまだ蓄積されていない状況でした。そこで県内の旅行会社が、県内への修学旅行のプランをしっかりとつくることに対してインセンティブを与えることが一番の主眼でございました。

こちらは県内での宿泊について、1人泊当たり2,000円ですが、例えば、県内の学校で20人が1泊した場合、20掛ける2,000円分を旅行会社に支援するという制度となっております。

○外山委員 分かりました。これは業界から要望があったのか。決めた経緯というか、どういうことですか。

○高橋観光推進課長 県教育委員会でも、今年は県外での修学旅行ではなく、県内での修学旅行をとという話を県議会の中でもさせていただいております。また、旅行会社からも、そういった思いを聞いておりましたので、その思いを酌みながら事業を構成しました。（「分かりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○山下委員 関連で、小学校、中学校の申請件数が出ていますが、今、県内の学校の何割ぐらいが申請されていますか。

○高橋観光推進課長 県内の小学校は236校、中

学校は127校でございますが、そのうち小学校が179校、中学校が14校ということで、小学校のほうは非常に高い割合となっております。一方で中学校は、例えばスキー合宿ですとか、これからどんどん増えていくと見込んでいる状況でございます。

**○山下委員** このコロナ禍で外へ出ることは、人の目も非常に気にしないといけません、人と人とのつながりが希薄になってきていると思うので、子どもたちも非常に楽しみにしている。この事業をどんどん活用していただきたいという思いがあるんです。私の孫が近くにおいて、小学校5年生なんです、今日から都城市の御池青少年自然の家に研修で1泊するんですけど、非常に楽しみにしていたんですよ。

小学校は、6年生が修学旅行に行ったり、5年生が青少年自然の家に行ったり、例年のそういう行事がなかなか思うようにできない、遠足なんかもできなかった。子どもは何よりも楽しみにしていますから。例えば小学校は1年生から6年生までありますが、今の申込みの状況は、何年生が中心なのか。全学年に行き渡ることか、その見通しを皆さん方はどのように思っていますか。

**○高橋観光推進課長** 今回の事業は修学旅行だけではなく、教育旅行という形で、例えば遠足とか、そういったことも含めて支援の対象となります。

ですので、修学旅行という話もございましたが、そういった\*遠足を含めた教育旅行について、できる限り幅広く、学年問わず行き渡るように配慮といいますか、支援をしていきたいと思っております。

**○山下委員** 観光バス会社も大変な不況に陥っていますから、これが少しでも地元の経済の浮

揚につながればいいと思っています。ぜひ小・中の全学年に何とか行き渡るようにやってもらえたらと思っています。

**○武田委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○武田委員長** 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

**○長倉経営金融支援室長** 常任委員会資料の11ページをお開きください。

宮崎カーフェリー株式会社の新船建造について御報告いたします。

1の建造状況についてでございます。

昨年12月に締結されました建造契約に基づいた設計作業が進められておりましたが、内容がおおむね固まったことから、その概要について御説明いたします。

(1)の①基本スペックについては、表にまとめております。右端に参考で載せております現船と比較して御覧ください。

主なところでは、全長は194メートル、トラック積載台数は163台となり、併せて電源数も130台分を確保することとなっております。

また、旅客定員は、個室化を図ることにより、576名と現船よりも少なくなります。

次に、②の側面図・各階概要を御覧ください。

船体は7層構造となっております、地下階は乗用車の、1・2階はトラックの積載スペースとし、3・4階に客室を配置することとしておりまして、現船と同じ構成となっております。

右のページを御覧ください。

(2)の①客室配置でございます。

客室は個室を増やしつつ、団体利用のニーズにも応えられるように、3階・4階の船首側になります。2等寝台の2段ベッドの部屋と2

※26ページに訂正発言あり

等広間を配置し、また、3階左の船尾側になりますが、こちらに一般客とは分けた形で個室のドライバー室を配置する計画となっております。

客室構成は、②に記載のとおりでありまして、個室率は51%となります。

13ページを御覧ください。

(3)の船体の安全性については、昨年の議会で御意見をいただいたところでございます。今年の1月以降の建造契約に係る旅客船につきましては、船体の安全基準が強化されているところであり、宮崎カーフェリーの新船については、昨年中の契約であるため、改正前の基準が適用されるものの、より安全性の高い船となりますよう、設計に当たっては可能な限り新基準を充足するよう配慮し、対策が講じられたところでございます。

①の表に、設計において対応した項目についてまとめております。

1項目めの乗用車倉の二重船側化では、水面下に位置します乗用車倉に、浸水を防止するための内壁を設けております。次の3項目めのヒーリングバラストタンクの分割、機関室の細分化、軸室の細分化によりまして、1区画当たりの浸水量を低減しております。最後の項目、フィンスタビライザー室の1区画化では、浸水時の傾きを軽減するために、左右にある区画を合わせて1つの区画とすることとしております。

あわせまして、②の設備の新設としまして、浸入した海水を船外に排出するための排水ポンプの能力を強化するとともに、損傷・浸水時に船体傾斜を軽減するため、クロスフラッディングと言いまして、損傷時に浸入した海水を反対側の区画に移動させる装置を導入することによりまして、さらなる安全性の向上を図っております。

これらの対応により、③の新基準の充足状況に記載しておりますとおり、船側損傷における様々な想定事例、具体的には876のケースのうち、1ケースのみ新基準を充足していない区画があるものの、全体的に新基準をおおむね達成する安全性が確保できたところでございます。

最後に、2のスケジュールについてですが、今月に1隻目、来年5月から2隻目の建造に取りかかりまして、令和4年5月と10月に、それぞれ就航の予定となっております。

説明は以上です。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○坂本副委員長 11ページの基本スペックについて教えてください。

現船と比較して基本スペックの御説明をいただきましたけれども、去年の12月の設計に入られる前に示していただいた内容から変更点があれば御説明いただきたい。

○長倉経営金融支援室長 昨年度、計画としてお示しした段階と、ほぼ同じとなっております。若干、数字は変わっておりますけれど、積載台数等はそのまま計画どおりとなっております。

○日高委員 専門的なことなのでなかなか質問しづらいところがあるんですけど、総体的にでも構いません。今回の新造船の建造で、最も協議をされた中で、最も大きな課題は何だったのか。その課題をどのように改善されるのか。その辺りをちょっとお伺いしたいんですが。

○長倉経営金融支援室長 新船建造に当たりまして、現船での課題を改善するという点におきまして議論がされたわけでありましてけれども、基本スペックのところで、トラックの積載台数について、現船では130台のところを163台に増やしております。

これは、特に冬場の農産物を載せる際に、トラックの予約を断らなければならない——あふれ台数と言っておりますけれども——が発生しておりましたので、それを取り込むために台数を増やしております。

それと、電源についても、現船では101台分のところを130台分まで増やしております、電源を使った冷蔵もできるように工夫しているところです。

あと、旅客につきましては、先ほど客室構成のところ、個室率が51%になると申しましたが、現船は12%であります。最近の旅客のニーズとしまして、やはり個室が好まれますので、個室率を上げたところでございます。

あと、安全性というところが、昨年度の議会でも大きく議論されましたので、新たな基準もほぼクリアするような、より安全性の高い船の設計ということを工夫されたと聞いております。

**○日高委員** 積載台数が130台から163台と33台増えるということですが、これは県の考えとしては十分満足する数字なのか。それとも、もう少し何とかしたかったのか。その辺はどうなんですか。

**○長倉経営金融支援室長** トラックの積載台数としては、一般的には多いほうがよろしいかと思えます。しかし、台数をあまり増やすと、今度は船の全長などを大きくしなければならなくなります。そうすると、この船は荒天時に瀬戸内海を通りますので、船の全長が長いと、ちょっと通れないということもあります。そのようないろんな兼ね合いの中で、この163台という数字が出てきたと聞いております。

**○日高委員** では、163台というのは、県の考えとしては満足できる数字だということに理解してよろしいですか。

**○長倉経営金融支援室長** 県として満足と言われると、経営上のことになりますので、なかなか申し上げにくいのですが、そういったもろもろの事情の中で、最適解として163台という台数を決められたと考えております。

**○山下委員** 今後のスケジュールについて教えてください。

今月、起工しますが、具体的に起工式とかの行事はやるの。

**○長倉経営金融支援室長** すみません、式をされるかどうかについては、私のほうでは把握していないところです。

**○山下委員** 部長、何か計画はあるの。

**○松浦商工観光労働部長** すみません、日頃、総合交通課で担当されておられるので、私のところに案内は来ておりません。

**○山下委員** 1隻に七十数億もかかる大きなプロジェクトであり、県も深い関りを持っていきますからね。

宮崎県の物流の生命線であることへの期待、大きな船出となるわけです。やはりイベント的なこと——我々はテレビで見るだけなんです、来年の10月に進水式をしてテープを切って、船が滑り出していく。県民に感動を与えるにはどこが一番ポイントかなという思いなんですよね。

だからスケジュールの中で何か計画があってもいいのかなという思いなんですよ。

令和4年の5月に就航ですから、ドックから船が進水して、内装を1年ぐらいかけてやるわけでしょう。試験航行も何度かしないといけないわけですよね。そして、令和4年の5月に1隻目の完全な就航となるんですよね。

そうであれば、総合政策部の所管だから分かりませんで駄目だと思うんですよ。やはりこれは商工サイドが一番の大きな要——もちろん

農政もですけれども、やっぱり大きな債務負担は商工建設常任委員会で議論になったわけですから、その辺はしっかりと横の連携を取って説明してくれないといけないかなと思うんですけど。

○松浦商工観光労働部長 決して所管外というふうに思っているわけではありません。たまたま今日、その辺の情報までもらっていないということですので、申し訳ありません。

経営がどのように進んでいくのか、それから、どういう段取りで進めていけばいいのかというのは、当然、我々としても考えていくべき話でありますので、そこは改めてしっかりやってまいりますので、よろしく願いいたします。

○田口委員 フェリーの基本スペックの中の一番下に、スクラバーがありますけど、これは現船になかったけど、今回は新たにオープンループタイプというのがつくということでしょうか、実際、スクラバーとは何ですか。

○長倉経営金融支援室長 スクラバーとは、船から出る排ガスを洗浄して排ガス中の硫黄酸化物などを除去する装置になります。

今年の1月から、SO<sub>x</sub>規制と申しまして、燃料油に含まれる硫黄分濃度の規制が強化されました。現在は、規制に適合している燃料として、低硫黄C重油を使用しているわけですが、このスクラバーが硫黄酸化物を除去してくれますので、低硫黄C重油より単価の安い高硫黄C重油を使うことができます。

オープンループタイプと申しますのは、そのスクラバーの除去するやり方としまして、海水をくみ上げて洗浄して、洗浄後の海水を船外に排出するタイプのことをオープンループタイプと申します。

○田口委員 ありがとうございます。まさか排

ガス関係のスクラバーとは、全然想像していませんでした。

それと、基本的なことですけれども、この船はそう遠くないところを走りますから、スマートフォンは使えるんですかね。(笑声)

○長倉経営金融支援室長 申し訳ないことに、私自身が乗ったことがないので、その辺が分かる方がいらっしゃれば。

○田口委員 私も、現在のフェリーに乗ったことはあるけれども、ちょっと記憶になかったものですから。

ただ、今の若い子は半日もスマホが使えないと大変な状況に置かれると思うので、ちょっと聞かせていただきました。Wi-Fiとかですね。誰も分からないんですね。では、後でいいですよ。

○前屋敷委員 指定管理の件で、国民宿舎の2か所ですけど、観光を維持していく意味では、やっぱり宿泊施設がオープンしていないと、なかなか集客もできないということもあって、後任が決まってよかったなと思ってます。いずれも条件はきちんとクリアしている会社ですが、レジャークリエイティブホールディングス、それから株式会社ケイメイは、それぞれどういう事業を展開しているところですか。ちょっと名前を初めて聞いたものですから、その辺のところを御説明いただけると。

○高橋観光推進課長 まず、えびの高原の候補者でございますレジャークリエイティブホールディングスにつきましては、宮崎市内でわらしべという飲食店を運営されていたり、また、日南市のほうで、カームラナイハーバーというグランピング事業、また、スポーツジム等も経営をされている事業者でございます。グランピングは宿泊施設でございますので、そういった宿泊施

設系のノウハウは有していらっしゃる事業者で  
ございます。

また、もう一つの高千穂荘の株式会社ケイメ  
イですけれども、こちらは宮崎市内で宮崎グリー  
ンホテルを経営されておまして、同じく宿  
泊施設のノウハウについては十分あるような事  
業者となっております。

○武田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようでありますので、それ  
では、請願の審査に移ります。

継続請願第3号について、執行部から何か説  
明はありますか。

○兒玉雇用労働政策課長 特にございません。

○武田委員長 関連して、委員から質疑はあり  
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもって、商工  
観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

---

午前11時4分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、  
部長の概要説明を求めます。

○明利県土整備部長 おはようございます。県  
土整備部でございます。よろしくお願ひいたし  
ます。

議案等の説明に入ります前に、お礼と御報告  
を申し上げます。

先月14日に、国道220号日南防災宮浦－鶴戸間  
中心くい打ち式を、また、同じく先月23日には、  
九州中央自動車道蘇陽－五ヶ瀬間の中心くい打

ち式を、国や地方自治体と合同で開催いたしま  
した。

なお、九州中央自動車道の中心くい打ち式に  
は、田口委員に御出席いただいたところでござ  
います。ありがとうございました。この場をお  
借りしまして、お礼を申し上げます。

今後とも、道路の安全安心な通行の確保や、  
県内高速道路の一日も早い全線開通を目指し、  
引き続き全力で取り組んでまいります。

続いて、2点御報告を申し上げます。

1点目は、11月20日の今議会開会日に知事か  
らも御報告いたしました。国及び鹿児島県と  
ともに整備中の都城志布志道路におきまして、  
本県が金御岳工区として整備を進めております  
金御岳県境間の2.9キロメートルが、鹿児島県側  
の県境から末吉間の2.9キロメートルとともに、  
来年3月28日に開通する運びとなりました。こ  
れまで開通に向けて御支援いただきました県議  
会の皆様に、心からお礼を申し上げます。

この区間の開通によりまして、今年度末まで  
に、都城志布志道路全長約44キロメートルのう  
ち、横市インターチェンジから志布志インター  
チェンジまでの約32キロメートルがつながるこ  
とになります。

この道路の整備が進むことで、防災・減災、  
医療など各方面において、様々な効果が期待さ  
れるところでありますので、引き続き国や鹿児  
島県と連携を図り、一日も早い全線開通に向  
けて全力で取り組んでまいります。今後とも、  
県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し  
上げます。

2点目は、県内で発生しました鳥インフルエ  
ンザへの対応状況でございます。

県土整備部では殺処分や鶏舎の消毒を行う防  
疫作業の従事者として、これまでに72名の

職員を現地に派遣するとともに、土木事務所におきましては、車両消毒ポイントでの消毒作業を、3交代24時間体制で行っております。

さらに、水際対策といたしまして、県の防疫マニュアルに基づき、海外航路があり、既に対策を行っておりました細島港、油津港に加え、県内発生を受けまして、国内航路がある宮崎港でも、出入り車両の消毒を行っているところでございます。

また、各地区の建設業協会の会員の皆様には、重機を使っての掘削や埋却等を行っていただき、迅速かつ円滑な防疫作業を図るための御協力、御尽力に、心から敬意を表しますとともに、感謝をしているところであります。引き続き関係機関と連携しながら、蔓延防止のための必要な措置に全力で取り組んでまいります。

なお、現在のところ、周辺での県土整備部発注の工事や調査業務等において、大きな影響はないという報告を受けております。

それでは、今回の委員会で御審議いただき、県土整備部所管の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

今回提案しております、令和2年11月定例県議会提出議案及び令和2年11月定例県議会提出報告書のうち、県土整備部の関係するものにつきまして、お手元の商工建設常任委員会資料に取りまとめております。

資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

まず、議案でございますが、一般会計補正予算案のほか、特別議案6件でございます。

次に、報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについて、最後に、その他報告事項といたしまして、宮崎県耐震改修促進計画の一部改定について御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長等から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○武田委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○斎藤管理課長 管理課であります。

県土整備部11月補正予算の概要につきまして御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

県土整備部の11月補正予算一覧であります。右から3列目の太線で囲んでいる、Dの列の11月補正額を御覧ください。

まず、一番上の補助公共・交付金事業におきまして、災害関連事業の実施に伴う補正で、8億6,600万円の増額をお願いしております。その結果、中ほどになりますが、一般会計の11月補正後の予算額は、右のEの列ですが、921億3,140万円で、対前年度比で108.2%となっております。

次に、下から3行目の港湾整備事業特別会計におきまして、宮崎港のサイドスロープ設置事業に伴う補正で、3億5,800万円の増額をお願いしております。その結果、その下の特別会計の11月補正後の予算額は、Eの列ですが、17億7,982万6,000円で、対前年度比で101.9%となっており、一番下になりますが、部全体の11月補正後の予算額は、これもEの列ですが、939億1,122万6,000円で、対前年度比で108.1%であります。

次に、2ページをお開きください。

こちらは、先ほどの補助公共・交付金事業の内訳になります。御覧のとおり、道路と砂防の事業で増額をお願いしております。後ほど関係

課長から御説明いたしますが、道路では、国道448号の道路災害関連事業、砂防におきましては、椎葉村鹿野遊谷川の災害関連緊急砂防事業であります。

次に、3ページを御覧ください。

一般会計の繰越明許費補正の集計表でございます。

太線で囲んでおります11月議会申請分の欄が今回の申請額であり、追加と変更を合わせて、44億2,889万5,000円をお願いしております。

4ページをお開きください。

こちらが追加で合計5事業、3億7,080万円ですが、主な事業といたしましては、下から3番目のダム施設管理事業で、沖田ダムなどの制御機器の更新を行うものであります。

5ページを御覧ください。

変更は合計17事業、40億5,809万5,000円の増額ですが、主な事業は1番目の国道327号のバイパス工事などの公共道路新設改良事業及び、下から2番目の西都市の銀鏡川などでの公共土木災害復旧事業でございます。

これらの繰越しの主な理由ではありますが、関係機関との調整に日時を要したこと等によるものであります。

次に、6ページをお開きください。

一般会計の債務負担行為補正の追加でございます。

このうち、下から4つ目の、県立平和台公園・宮崎県総合文化公園管理運営委託費から特別史跡公園西都原古墳群管理運営委託費につきましては、後ほど美しい宮崎づくり推進室長から御説明いたしますが、公園施設の指定管理に係るものでございます。それ以外の事業につきましては、ゼロ県債による債務負担行為の設定となりますが、公共事業の早期発注や施工時期の

平準化を図るために、次の出水期に向けた防災対策などの事業を実施するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の債務負担行為補正の追加であります。

これは、宮崎港のサイドスロープ設置事業に伴うものでございますが、先ほどの特別会計補正予算と併せまして、後ほど港湾課長から御説明いたします。

私からの説明は以上であります。

○小倉河川課長 河川課でございます。

当課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の61ページをお開きください。

当課の補正予算額は、6億1,100万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額が、256億3,625万8,000円となります。

63ページをお開きください。

(事項) 公共災害関連河川等事業費ですが、これは後ほど道路保全課より、工事請負契約の変更にて説明があります、国道448号の道路災害関連事業の実施に伴うものでございます。

当工事等に係る本年度の当初予算として、19億3,950万円を計上しておりましたが、工事費の増加に伴い、6億1,100万円の増額補正をお願いするものであり、補正後予算額は25億5,050万円となります。

河川課からは以上でございます。

○小牧砂防課長 砂防課であります。

歳出予算説明資料の65ページをお開きください。

当課の補正予算額は、2億5,500万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、66億5,879万3,000円となります。

以下、補正の内容につきまして御説明いたします。

67ページをお開きください。

(事項) 公共砂防事業費であります。

これは、公共砂防事業に要する経費で、国庫補助事業実施に伴い、下の説明の欄、1の災害関連緊急砂防等事業を行う経費として、2億5,500万円の増額をするものであります。

この災害関連緊急砂防等事業につきまして、委員会資料で説明させていただきます。

委員会資料の9ページをお開きください。

椎葉村鹿野遊地区の災害関連事業について御説明いたします。

1の事業の目的・背景を御覧ください。

令和2年9月6日の台風10号により発生しました土砂災害について、早期に砂防設備を整備し、今後の災害発生を防止することを目的としております。

2の事業概要を御覧ください。

予算額は2億5,500万円で、財源は、国庫支出金が1億7,000万円、県債が7,650万円、一般財源が850万円、事業期間は令和2年度としております。事業内容は、主堰堤工事と仮設の落石防止網設置工事です。

資料の中ほどを御覧ください。

今回の補正予算は国の補助事業であります災害関連緊急砂防事業の事業採択を受けておりまして、令和3年度以降は、今後予定している災害関連フォロー事業で、上部斜面ののり面対策を実施する予定です。

左側の写真を御覧ください。

ピンクに着色しているところが今年度着手する部分で、青枠の部分で来年度以降、災害関連フォロー事業で実施する部分です。

なお、災害関連フォロー事業の事業期間につ

きましては、3か年程度を考えております。

3の事業効果につきましては、被災した斜面上には多くの土砂が堆積しており、今後の降雨により、さらなる斜面崩壊が発生し、国道265号や生活道路である林道などの地域の施設が被災するおそれがあることから、砂防堰堤等を整備することで、土砂災害から地域住民の生命財産を守るための効果が期待できると考えております。

説明は以上です。

○平部港湾課長 港湾課でございます。

歳出予算説明資料の69ページをお開きください。

当課の補正予算額は、港湾整備事業特別会計で、3億5,800万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、一般会計が67億1,995万5,000円、特別会計が11億1,016万5,000円となり、当課の合計は78億3,012万円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

71ページをお開きください。

(事項) 宮崎港整備事業費であります。

これは、宮崎港港湾施設の整備を行うための経費であります。サイドスロープの設置により、3億5,800万円の増額を行うものであります。

続きまして、商工建設常任委員会資料にお戻りいただきまして、10ページをお開きください。

宮崎港ふ頭整備事業について御説明いたします。

1の事業概要ですが、宮崎港におきましては、令和4年5月に就航を予定しているカーフェリーの大型化に伴い、トラックの積載台数が増えることから、乗降時間を短縮し、荷役作業の効率化を図るため、上層階の乗降口へ直接乗り降りするサイドスロープを設置することとしてお

ります。

今年度の当初予算にて設計を進めてまいりましたが、今回の補正により、工事費を計上するものであります。

資料の右側11ページを御覧ください。

整備イメージとなります。上段が陸側から、下段が海側から見たものとなります。サイドスロープは、青字で示しておりますスロープ部と赤字で示しております可動橋部から成り、既存の乗降客用通路をまたぐ形で、カーフェリーに乗り降りする構造となっております。

また、可動橋部分は油圧ジャッキにより、潮の満ち引きで上下するカーフェリーに合わせて高さを調整することができます。

資料の10ページにお戻りいただき、2の事業の内容ですが、補正額は3億5,800万円で、財源は県債、事業期間は令和2年度から令和3年度であります。

(5)の事業費ですが、今回の補正額3億5,800万円と債務負担行為の5億3,700万円を合わせ、合計で8億9,500万円となります。

なお、整備にかかった費用につきましては、サイドスロープを利用する宮崎カーフェリーから使用料を頂くこととしております。

使用料につきましては、今後、工事発注を行い、最終的な事業費が確定した後に算定することとしており、起債の償還年数や施設の耐用年数などを基に設定することになりますが、新船就航に間に合うよう、来年度の議会にお諮りすることとしております。

次に、3の事業の効果ですが、出港直前に集中するトラックを短時間でより多く積み込むことが可能となり、荷役作業の効率化により取扱貨物量の増加が見込まれ、大都市圏へ農産物等の安定供給が可能となり、本県経済の持続的な

発展につながるものと考えております。

参考として、荷役時間の比較表を示しておりますが、表の中ほどの新船でサイドスロープがない場合、2時間50分を要するのに対しまして、一番下のサイドスロープを設置した場合は、1時間40分と想定しており、1時間10分の時間短縮を見込んでいるところでございます。

4の整備スケジュールでございますが、赤線で示しておる可動橋の工事につきましては、議会の議決が必要なことから、落札候補者と年内に仮契約を行い、来年2月議会で本契約に係る議案を提出させていただきます。

また、青線に示しておりますスロープ工事は、年明けに発注を行い、可動橋とともに、令和4年5月の新船1隻目の就航までに工事を完了することとしております。

説明は以上でございます。

○有馬道路保全課長 道路保全課でございます。

委員会資料の12ページをお開きください。

議案第8号「工事請負契約の変更について」であります。

1の事業概要であります。

藤工区は、串間市大字市木で実施している道路災害関連事業で、延長1,140.5メートル、車道幅員5.5メートル、全幅8.0メートル、全体事業費が約52億円であり、この中で、延長886.1メートルのトンネル工事を実施しております。

2の工事概要ですが、1工区につきましては、串間市側から施工しており、延長は446.1メートルでございます。

3の工事請負契約の概要であります。

現在の契約金額が18億7,296万6,754円で、変更契約の金額が23億6,691万2,992円となり、4億9,394万6,238円の増額であります。

契約の相手方は、吉原・富岡・永野特定建設

工事共同企業体で、工期は平成30年12月4日から令和3年3月25日までであります。

4の変更理由であります。

トンネルの施工におきまして、当初の想定よりも地山の地質が非常に脆弱であったことから、掘削を安全に進めることやトンネル内の安定を図るための工事を追加したこと、また、インフレスライド条項の適用などにより、請負金額の変更を行うものでございます。

変更の内容について御説明いたします。

13ページを御覧ください。

上の図は、トンネルを横から見たもので、全体延長886.1メートルを2工区に分割して施工しております。

1工区につきましては、図面の中央から左側の工区でございまして、今回の変更対象につきましては、赤い色で着色しているトンネル中央寄りの201メートルの区間についてでございます。

①安定対策の追加を御覧ください。

写真①のとおり、トンネルの中央部の区間につきましても、入り口付近同様、もろく崩れやすい地質が続いており、写真②のとおり、トンネルの天端掘削面の崩壊も発生したところでございます。

このため、掘削を安全に進め、トンネルの安定を図るために、掘削の補助工法としまして小口径長尺鋼管鏡補強工や、トンネルの下からの圧力に耐えるため、トンネルの底面にコンクリートを打設するインバートコンクリート及びインバートストラットと呼ばれます、鋼製の支保工を追加したところでございます。

次に、②インフレスライドによる変更についてであります。

14ページをお開きください。

最近の全国的な労務単価の上昇を考慮しまして、令和2年2月の国土交通省からの通知を受けまして、インフレスライド条項を適用し、請負代金を変更するものです。

続きまして、委員会資料の15ページをお開きください。

議案第9号につきましては、(仮称)藤トンネル2工区に関する工事請負契約の変更についてであります。

1の事業概要につきましては、議案第8号と同様であります。

2の工事概要ですが、2工区につきましては、日南市側から施工しており、延長は440メートルでございます。

3の工事請負契約の概要であります。

現在の契約金額が19億1,743万3,099円で、変更契約の金額が24億1,040万6,966円となり、4億9,297万3,867円の増額であります。

契約の相手方は、旭・大和・五幸特定建設工事共同企業体、工期は平成30年12月4日から令和3年3月25日までであります。

4の変更理由であります。

1工区と同様に、当初の想定よりも地山の地質が脆弱であったことから、掘削を安全に進めること、トンネル内の安定を図るための工事を追加したことにより、請負金額の変更を行うものでございます。

変更内容について御説明いたします。

16ページをお開きください。

2工区につきましては、上の図の中央より右側の工区でございます。今回の変更対象につきましては、赤い色着色部分の、トンネル中央部より290メートルの区間についてであります。

①安定対策の追加を御覧ください。

1工区同様、もろく崩れやすい地質が続いて

おりまして、1工区と同様に掘削補助工法としまして、小口径長尺鋼管鏡補強工、インバートコンクリート及びインバートストラットを追加しております。

道路保全課からは以上でございます。

**○梅下美しい宮崎づくり推進室長** 美しい宮崎づくり推進室であります。

委員会資料17ページを御覧ください。

公の施設の指定管理者の指定について御審議いただくものであります。

当推進室が所管しております5つの都市公園などは、3つの管理単位に分けて指定管理しておりますので、議案第26号から28号までの3つの議案を提出させていただいております。

それでは、議案第26号から御説明いたします。

1の施設の概要につきまして、施設名が、県立青島亜熱帯植物園並びに宮崎県総合運動公園であります。

現在の指定管理者は、一般財団法人みやざき公園協会であります。

次に、2の次期指定管理候補者としましては、現在と同じ一般財団法人みやざき公園協会を選定させていただいております。

3の指定期間につきましては、令和3年4月1日からの3年間です。

次の4の選定概要であります。

(1) 公募の状況で、イの応募者は、一般財団法人みやざき公園協会の1者でありました。

(2) 指定管理候補者の審査方法につきましては、アの審査の流れにある、表の上から下に3段階の審査を行っております。

最初に、当推進室において、申請書類に基づく資格審査を行った後、中段にある、外部委員で構成する指定管理候補者選定委員会において、応募者からのプレゼンテーション及びヒアリン

グを行う審査を実施いたしました。

最後に、県職員で構成する指定管理候補者選定会議において、選定委員会の審査結果と、当推進室において評価した結果とを照らし合わせ、候補者案が異なっていないかを確認した後、一番下の米印のとおり、県において指定管理者を選定するものであります。

18ページをお開きください。

指定管理候補者選定委員会の委員並びに指定管理候補者選定会議の委員を、それぞれの表のイとウでお示ししております。

次のエ、選定基準・審査項目・配点につきまして、都市公園などの管理運営を行う上では、利用者サービスの向上や、それを支える体制の確保が重要と考えておりますので、表の中にあるイ、公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画及び、同じくエ、事業計画を着実に実施するための管理運営能力を重視した配点としております。

右の19ページを御覧ください。

(3) 審査結果及び選定理由であります。

アの指定管理候補者選定委員会における審査結果は、500点満点中437.0点でありまして、最低基準点の300点を超えております。

次に、イの指定管理候補者選定会議における確認結果は、100点満点中82.5点でありまして、最低基準点の60点を超えております。

この結果、ウの選定理由のとおり、選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たしていること、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、事業計画において、施設の利活用促進や利用者増に向けた具体的な提案がなされており、実現可能性が高いこと、以上3点の理由から、一般財団法人

みやざき公園協会を選定したものであります。

5の指定管理候補者からの提案内容としまして、(1)指定管理料として、指定管理者からの提案額が、太線囲いの一番右、3年間の合計で4億3,255万3,000円であり、そのすぐ下にあります基準価格を下回っております。

(2)収支計画の一番下、各年度の収支差額はゼロであります。

(3)県民サービスの向上等につきましては、運動公園・植物園運営協議会による情報共有の取組を行うこと、また、植物園でのパラボラチョカフェや、地域を結ぶレンタサイクルを実施するとしております。

議案第26号の説明は以上であります。

20ページをお開きください。

議案第27号であります。

まず、1の施設の概要につきまして、施設名が、県立平和台公園並びに宮崎県総合文化公園であります。

現在の指定管理者は、株式会社馬原造園建設であります。

次に、2の次期指定管理候補者としましては、現在と同じ、株式会社馬原造園建設を選定させていただいております。

3の指定期間は、先ほどと同じく、令和3年4月1日からの3年間であります。

次の4、選定概要であります。

(1)公募状況で、イの応募者は、一般財団法人みやざき公園協会、株式会社馬原造園建設及びasp株式会社との3者でありました。

(2)指定管理候補者の審査方法につきましては、前と同様のため、説明は省略させていただきます。

22ページを御覧ください。

(3)審査結果及び選定理由であります。

アの選定委員会による審査結果は、1位が427.6点で株式会社馬原造園建設、イの選定会議における確認結果は、1位が82.8点で、同じく株式会社馬原造園建設でありました。

この結果、ウの選定理由のとおり、総合的に最も高い得点を得たこと、また、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有すると認められること、さらに、施設の利活用促進や利用者増の具体的な提案があり実現可能性が高いこと、以上3点の理由から、株式会社馬原造園建設を選定したものであります。

5の指定管理候補者からの提案内容としまして、(1)指定管理料として、指定管理者からの提案額が、太線囲いの一番右、3年間の合計で2億7,090万円であり、基準価格を下回っております。

(2)収支計画の一番下、各年度の収支差額はゼロであります。

(3)県民サービスの向上等につきましては、平和台レストハウス協議会や文化公園内3館施設連携による情報共有の取組を行うこと、また、高校と協働したオープンカフェや園芸教室を実施するとしております。

議案第27号の説明は以上であります。

右の23ページを御覧ください。

議案第28号であります。

まず、1の施設の概要につきまして、施設名が、特別史跡公園西都原古墳群であります。

現在の指定管理者は、一般財団法人みやざき公園協会であります。

次に、2の次期指定管理候補者としましては、現在と同じ、一般財団法人みやざき公園協会を選定させていただいております。

3の指定期間は、同じく令和3年4月1日からの3年間であります。

次の4の選定概要であります。

(1) 公募の状況で、イの応募者は、一般財団法人みやざき公園協会、株式会社馬原造園建設及び有限会社生目緑地建設の3者でありました。

(2) 指定管理候補者の審査方法につきましては、前と同様のため、説明は省略させていただきます。

25ページを御覧ください。

(3) 審査結果及び選定理由であります。

アの選定委員会における審査結果は、1位が425.2点で一般財団法人みやざき公園協会、イの選定会議における確認結果は、1位が81.3点で、同じく一般財団法人みやざき公園協会でありました。

この結果、ウの選定理由のとおり、総合的にも最も高い得点を得たこと、また、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有すると認められること、さらに、施設の利活用促進や利用者増の具体的な提案があり実現可能性が高いこと、以上3点の理由から、一般財団法人みやざき公園協会を選定したものであります。

5の指定管理候補者からの提案内容としまして、(1) 指定管理料として、指定管理者の提案額が、太線囲いの一番右、3年間の合計で9,134万1,000円であり、基準価格を下回っております。

(2) 収支計画の一番下、各年度の収支差額はゼロであります。

(3) 県民サービスの向上等につきましては、西都原連絡会による情報共有の取組を行うこと、また、「春の山野草を食べよう」や「歴史・古代ロマンを感じる体験会」のイベントを実施するとしております。

公の施設の指定管理者の指定議案に関する説明は以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○外山委員 宮崎港ふ頭整備事業ですけれども、宮崎カーフェリーから使用料を頂くのですが、これは当然、全額を負担していただくということになるんですかね。約9億円かかりますが、これを宮崎カーフェリーが使用料として負担するんですか。

○平部港湾課長 ほかの港湾施設の使用料と同様に、基本的にはかかった費用を使用料で回収するという考え方です。

○山下委員 サイドスロープ専用のカーフェリーになりますから、これは神戸港でも同時期に設置するんですよね。宮崎カーフェリーのほうが設置すると思うんですが。

○平部港湾課長 神戸港では、宮崎カーフェリーが設置すると聞いておりますけれども、時期は若干遅れると聞いております。

今現在、カーフェリーのほうで詳細な設計をしているところだと聞いています。

○山下委員 了解しました。

先ほどの商工観光労働部にも申し上げたのですが、宮崎県は物流対策に大きな課題がありますので、県民は期待しているんです。私は都市にいますので、トラックの動きがよく分かるんですよ。志布志港のさんふらわあはサイドスロープ対応の船ではないです。さんふらわあは大阪の南港に入るんですけれども、関西に向かうのに、出発時間が午後5時55分です。宮崎カーフェリーが午後7時ですから、1時間ぐらい違うんです。それで、日向灘沖、宮崎沖まで来るのに、1時間何ぼかかると思うんですよ。私は鹿児島県の大隅半島圏域の荷物が、時間的な有利性の中で宮崎港に流れてくる可能性がある、大いに期待しているんですよ。

なぜかという、集荷作業があるでしょ。だから荷役の積込みでも、これだけ時間が短縮されると、これまでよりも遅く大隅半島を出ても宮崎港での乗船に間に合うということで、非常に有利だと思うんですね。

今、都城市には冷凍庫関係の物流の拠点がどんどんと、新たな工業団地もすぐに埋まるような勢いで出来上がってきているんです。物流の要として、大隅半島のものも受け入れる可能性が非常に高いと思います。大きな債務負担を行い、これに取り組むわけですから、ぜひ遅れないように最善を尽くして、効率化を目指して頑張ってくださいと思っています。

○西村委員 議案第26号の青島亜熱帯植物園、宮崎県総合運動公園の指定管理で、公園協会の1者しか応募がなかったということですが、管理の規模が大き過ぎるとか、何か理由があるんですか。

応募者がいないと競争につながらないと思うので、例えば、植物園と運動公園を分けて発注するとかは考えなかったのかなと思いました。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 お話のとおり、一般財団法人みやざき公園協会の1者でございましたが、第5期の募集につきましても、確かに、みやざき公園協会の1者でございました。

それ以前は2者、もしくは3者からの応募があったところでございますが、青島亜熱帯植物園が平成27年度末にリニューアルしたこともありまして、やはり専門的な植栽管理能力が必要だろうというところで、なかなか手が上がりにくい状況なのかなと考えております。

委員のお話にありますように、競争性の確保は重要な課題だと思っています。今回は議案27号と議案28号につきましては、3者が応募して

おります。それぞれ第5期は2者ずつでございましたので、こちらは1者ずつ増加している状況でございます。

青島亜熱帯植物園等につきましては、2期続いてそういう状況でございますので、どうすればいいか、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○西村委員 分けての発注については。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 今回の募集に当たって分割するかどうかについては考えていませんでした。

○西村委員 総合運動公園だけでもかなりの規模感ですから、なかなか手を上げられない、ちゅうちょされるところが多い中で、今説明もあつたように、専門的な見地を必要とする植物園が加わると、なかなか手を出したくても出せない。

例えば、植物園の分野だったらできるけど、総合運動公園全体の規模感はちょっと無理だとか、逆もあると思うんです。その発注の仕方では公園協会ありきという言い方は悪いですけど、公園協会が今までのノウハウを持っているから、そこにせざるを得ないと、県民から見たら何かフェアでないような気もするんです。また3年間の契約を取ったので、何期も続いていくと、ほかのところが入れない状況になってくるのかなと思います。最近、私も亜熱帯植物園に行ってみたんですが、温室の無料開放をやっていたんですね。今までお金を取っていたのは何だったのかなとか、いろいろ思ったのですが、サービスされることはいいんですけど、ただ、専門的見地だけでも、サービス力だけでもいけないし、新しいことに挑戦していくためにも、やっぱり競争があつたほうが、より気合が入るといえるか、努力もされるのかなと思いました。

今後の課題として、1つの管理としてこれは

規模感がちょっと大き過ぎるかな。ほかのところで手を上げているというのは、平和台公園もそうですけど、そこまで専門的な見地が必要じゃないからかなと思いますので、今後の課題として、しっかり競争できるようにお願いしたいと思います。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 確かに、みやざき公園協会は昭和37年の設立で、歴史も長く、スタッフ等もたくさんいるところでございます。応募に関しては、単独企業ではなく、グループ応募も可能となっていますので、そういったところのPRもさせていただきながら、競争の確保を図れる方法を今後研究したいと思います。

○前屋敷委員 馬原造園建設ですけど、前回に引き続いて今回も指定管理者ということですが、従業員数は29名となっています。この29名は、この指定管理の仕事だけではなく、もともと独自に持っていらっしゃる仕事も含めて、この人数で仕事をされるんですか。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 馬原造園建設の従業員数につきましては、これは会社全体での数だと認識しております。

それ以外の公園管理業に係る人数については、今手元に数値がないんですけれども、この内数だと把握しております。

管理運営につきましては、様々なボランティアの方々も一緒に活動するというので、パークマスター制度をこの会社はつくっておられまして、そういった方に手伝っていただきながら運営しています。

○前屋敷委員 その人数でやりくりして、公園の維持管理もしっかりしていただければいいんですけれども、公の施設での仕事なので雇用の確保に力を入れてほしいなと思います。公園協

会と比較すると、もともとが違うのかもしれないんですけど、もう少し雇用にも結びつくような努力もしてほしいなと思うんですが。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 追加で申し上げますと、馬原造園建設は雇用に関しても非常に前向きに取り組んでいただいております。

例えば、中学生の就労体験でございますとか、リストラ等に遭った離職者の方を雇用してサポートする制度でそういった方たちを積極的に受け入れて、地域に貢献されているところでございます。

○武田委員長 ほかにございませんでしょうか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○武田委員長 暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午前11時58分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

午後からは、13時10分から再開いたします。  
暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時6分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○有馬道路保全課長 道路保全課であります。  
委員会資料の26ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、人身及び物損の事故が1件、そして、物損事故が3件でございます。

それぞれの事故の内容について御説明します。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりでございます。

まず、1番目の穴ぼこ事故につきましては、車道中央付近に発生していた穴ぼこに、走行中の自動二輪車が落ち込んで転倒し、打撲及びろっ骨骨折の受傷とともに、ヘッドライト等を損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注意等の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

2番目の倒木事故につきましては、道路脇のり面から傾いて道路上にせり出した竹が被害車両に衝突し、フロントガラスを損傷したものであります。

本件は、事故の状況から、被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

3番目の倒木事故につきましては、道路脇のり面から落下してきた木が被害車両に衝突し、バンパー等を損傷するとともに、積み荷であった自動車部品が荷崩れして損傷したものであります。

本件は、制限速度時速50キロのところを、被害車両は約60キロで走行しており、被害者に速度超過違反の過失がありますので、1割の過失相殺を行っております。

4番目の側溝蓋不全事故につきましては、道路沿いの店舗に進入するため徐行し、歩道を横断をしたところグレーチングが跳ね上がり、車両の底などを損傷したものであります。

本件は、事故の状況から、被害者に過失を問うことはできないと判断しまして、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額は10万3,718円から、120万4,658円となっております。全て、道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上でございますが、引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路利用者の安全確

保に努めてまいります。

道路保全課の説明は以上であります。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○山下委員 1点だけ確認なんですけど、最初に説明していただきました穴ぼこ事故の発生時間帯は昼ですか、夜ですか。

○有馬道路保全課長 昼間でございます。

○山下委員 前方不注意等の過失ということで、責任が4割と言ったかな。夜だったらそこが聞えたのかなと思ったのですが、昼間だったんですね。分かりました。

○有馬道路保全課長 時間帯につきましては、先ほど御説明した正午ごろということで、穴ぼこ事故につきましては、一般的に過去の判例、類似事件等で4割とされておりますので、今回もそれを適用したところでございます。

○武田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○金子建築住宅課長 建築住宅課でございます。委員会資料の27ページをお開きください。

宮崎県耐震改修促進計画の一部改定について御報告いたします。

1の目的及び一部改定の理由であります。

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、県が耐震化を進めるための実施計画として定めているものであります。

平成19年3月に第1期計画を策定して以降、国に準じまして5年ごとに見直しを行っており、これまでに東日本大震災などを背景とした法改正等を踏まえ、改定を行ってきたところであります。

今年度が第2期計画の5年目に当たることか

ら、今回、中間見直しを行い、耐震化率の目標値等について改定を行うものであります。

次に、2の概要等であります。

(1)の計画期間は、平成28年度から令和7年度であります。

次に、28ページを御覧ください。

主な検討内容の説明に当たり、現計画の概要を御説明いたします。

本計画は5章で構成されており、第1章では、下側の表のとおり、耐震化率の現状や目標など、住宅建築物の耐震化の実施に関する目標を設定しております。

第2章は当事者の役割や支援策など、耐震診断・改修の促進を図るための施策を、第3章は地震に対する安全性向上に関する啓発等、第4章は耐震診断や改修の指導等の在り方、そして、第5章はその他の必要な事項を定めております。

27ページにお戻りください。

(2)の改定に係る主な点と内容であります。今回の改定は、国の基本方針において耐震化率の目標が見直されるなどの上位計画の見直しや、熊本地震等の大規模地震の発生、南海トラフの被害想定の見直しを踏まえ、第1章の耐震化の目標、第2章の耐震化を図るための施策、第3章の安全性向上に資する啓発等の部分を主に検討することとしております。

最後に、3の今後のスケジュールであります。

来年1月に改定素案を作成し、その後、3月に常任委員会に御報告した後、パブリックコメントを実施し、4月に計画を改定したいと考えております。

その後、6月議会の常任委員会で御報告したいと考えております。

説明は以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○日高委員 2点ほどお伺いいたします。

まず、27ページですけれども、今回の見直しで、南海トラフの被害想定が出ていますが、これは現在の計画で、まだ被害想定をしていなかったということですか。それとも、もっとプラスして南海トラフの問題を含めるということですか。

○金子建築住宅課長 資料27ページの下の方に米印で書いておりますけれども、「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」が、令和2年3月で見直されております。それを踏まえて計画を改定したいと考えております。

○日高委員 28ページの第2章です。アンダーラインの下に、所有者・県・市町村の役割、支援策というのがありますが、この支援策というのは誰に対してなのか。それと、平成19年に策定されてから過去の実績はどれぐらいあるのかを教えてください。

○金子建築住宅課長 支援策については、例えばその28ページの下の方に、耐震化率の現状と目標とかありますけれども、ここで住宅の耐震診断とか、耐震改修工事の補助事業を行っております。

また、耐震診断を考えている方に対して、アドバイザーを派遣する支援や補助策を行っております。

それから、特定建築物とありますけれども、特定建築物の中でも大規模な建築物につきましては、耐震診断が義務づけされておりますので、そういったところに補助を行っております。

実績につきましては、大規模建築物の対象となるのが28棟ほどありまして、これについては、ほとんど耐震診断を行い、耐震化が進んでいる状況でございます。

住宅につきましては、平成17年から耐震診断の補助を行ってございまして、令和元年度までに累計耐震診断が1,872件、それから、耐震改修工事が318件の実績を上げております。

○武田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようであります。

それでは、最後にその他で何かございせんか。

○日高委員 冒頭に明利部長から鳥フルの関係で建設業協会に対する感謝の言葉がありました。今朝の宮崎日日新聞の1面からいろいろ記事がありましたけれども、例えばこの中で、県の職員らが防疫作業等を夜を徹して進めた。そして自衛隊、町職員、そういう名前が上がっています。その中で「重機もフル稼働し」というのが1行載っていますが、これは多分建設業協会の皆さんですよ。多くの建設業の関係、いろんな方たちが入っているわけでありまして。災害や台風、そういうときにいろんな形で報道等でも建設業者を紹介してくれていますけれども、こういう突発的などころでも、やはり前線で一番頑張っているのは建設業の人たちだということを知ることが多いです。朝早く出て行って、子供たちが「お父さん、なぜこんな早く出ていくんだらうか」と、「もう突然招集がかかって」というような話で。

どこに言ったらいいか分かりませんが、ぜひ県土整備部のほうからでも、農政水産部や報道機関のほうにもかけあって、前線で建設業の人たちが頑張ってくれているんだと、どこかで一言でも載ると、やっぱりオール宮崎というイメージが出てくるんだがなと考えます。報道の関係も、その辺のところもちょっと考えていただくといいなと思っています。これは要

望です。終わります。

○武田委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようですので、以上で県土整備部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩

---

午後1時24分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日4日金曜日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後1時24分散会

令和2年12月4日(金曜日)

---

午後0時59分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	武田浩一
副委員	長	坂本康郎
委員		外山衛
委員		山下博三
委員		西村賢
委員		日高利夫
委員		田口雄二
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主査	井尻隆太
議事課主査	増本雄一

---

○武田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決前に、昨日の委員会におきまして、山下委員から「みやぎ学び旅」促進事業について質疑がありました。

この中で、観光推進課長から、「遠足を含めた教育旅行について、できる限り幅広く、学年を問わず行き渡るように、しっかりと支援をしていきたい」との答弁がありました。正しくは、「宿泊を伴う遠足を含めた教育旅行について、できる限り幅広く、学年を問わず行き渡るように、しっかりと支援をしていきたい」との答弁がありました。

このことにつきまして、当局より発言訂正の申出があり、許可しましたので、御報告いたし

ます。

山下委員、よろしいでしょうか。

○山下委員 はい。説明を受けました。

○武田委員長 次に、議案の採決を行います。

採決の前に各議案につきまして、賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時休憩

---

午後1時再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

これより議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、一括でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第2号、第8号、第9号、第23号、第24号及び第26号から第28号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取扱いについてであります。

請願第3号についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見をお願いいたします。

○前屋敷委員 前回は継続審査となりましたが、今のコロナ禍の中で、なかなか感染も止まらない状況の中、より一層雇用に係る影響も増えています。今、全国で完全失業率も上昇している状況にあり、宮崎も同じ状況だと思います。今の時期だからこそ、ぜひこの請願は国に上げる

べきではないかと思っていますので採決をさせていただきます。

○武田委員長 ほかに御意見はありませんか。

○田口委員 私も、今、前屋敷委員が言われたとおり、これはコロナ対策の請願でもありますので、ぜひ採決をお願いしたいと思います。

○武田委員長 ほかに御意見は。

○西村委員 請願者は青年労働者の団体なのか。

○前屋敷委員 請願人は青年団体でありますので、特に労働者の中でも青年に重点を置いたような、そういう視点ではあるかと思いますが、最後は全労働者を対象にしたような文面にはなっております。労働者の中でも、青年も非常に不安定な状況に置かれているとありましたよね。多分そういう意図から青年層の声に重きを置いたのではないかと思います。

○武田委員長 暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

---

午後1時7分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

休憩中に継続審査との意見がありましたので、ここでお諮りいたします。請願第3号を継続審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○武田委員長 挙手多数。よって、請願第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御意見ををお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時7分休憩

---

午後1時15分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては継続調査といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、1月21日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見ををお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

---

午後1時18分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

1月21日の閉会中の委員会につきましては、防災庁舎7階の会議室で開催することとし、内容については正副委員長一任ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 以上で、委員会を終了いたします。

午後1時18分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 武 田 浩 一